



# 看護職員・介護福祉士・保育士 を目指している方は・・・(無利子)

貸与を受けた者が資格取得後、一定期間、それぞれの業務に従事した場合、貸与を受けた修学資金の返還が免除されます。

修学資金(事業)名	取扱機関	電話番号	対象者	貸付額等
長崎県看護職員 修学資金	長崎県医療 人材対策室	095-895-2423	看護師等学校養成所に在学し、卒業後、長崎県内の医療機関等で看護職員として業務に従事しようとする者	○保健師、助産師、看護師 月額 32,000円以内 ○准看護師 月額 21,000円以内
介護福祉士修学資金 貸付事業	長崎県社会 福祉協議会	095-846-8656	介護福祉士を養成する学校等に在学し、卒業後、長崎県内で介護福祉士として介護業務等に従事しようとする者	○学費 月額 50,000円以内 ○入学準備金 200,000円以内 ○就職準備金 200,000円以内 ○国家試験対策費 年額 40,000円以内 ○生活費加算(条件を満たす世帯のみ)
保育士修学資金 貸付事業	長崎県社会 福祉協議会	095-846-8656	指定保育士養成施設に在学し、卒業後、長崎県内で保育士として保育業務に従事しようとする者	○学費 月額 50,000円以内 ※但し総額1,200,000円以内 ○入学準備金 200,000円以内 ○就職準備金 200,000円以内 ○生活費加算(条件を満たす世帯のみ)



## 返還支援事業(地元定着のために・・・)

事業名	取扱機関	電話番号	制度の概要	支援内容
長崎県産業人材育成 奨学金返済アシスト 事業	長崎県 未来人材課	095-895-2731	大学などを卒業後、対象業種の県内企業に正規雇用され、一定期間以上就業・居住した場合に、在学中に受給した奨学金の返還を支援。 ※対象奨学金 ・独立行政法人日本学生支援機構の第一種及び第二種奨学金(入学時の一時金は対象外) ・母子父子寡婦福祉資金貸付金のうち修学資金 ・生活福祉資金貸付金のうち教育支援費(就学支度費は対象外)	大学等在籍中に受給した奨学金返済額の2分の1以内 (150万円を上限)
「SASEBO Life をはじめよう！」 佐世保市奨学金等 返還補助金制度	佐世保市 西九州させば 移住サポート プラザ	0956-25-9251	対象奨学金 修学が困難な者などに学費を貸与する無利息又は利息付の奨学金(奨学金以外の名称のものを含む。) 助成対象者 基本要件すべてと個別要件のうち1つを満たすこととなった者 基本要件 1) 佐世保市に居住している 2) 奨学金を返還している 3) 佐世保市内に今後10年以上定住する 4) 市税を滞納していない 5) 町内会に加入している ※公務員を除く 個別要件 ア) 専業に定住し働く人 イ) 創業する人 ウ) 製造業・情報サービス業に就業する人 エ) 農林漁業に就業する人 オ) 保育士として保育所等に就業する人 カ) 介護サービス事業所に就業する人 キ) 路線バス運転士として就業する人 ク) その他 給与月額基本給が20万円以下の人 ケ) 社員の奨学金を代理で返還する企業	個別要件のア)に該当する人 返済額の2/3、上限20万円/年、最大10年間 個別要件のイ)〜キ)に該当する人 返済額の1/2 上限15万円/年 最大10年間 個別要件のク)に該当する人 返済額の1/3 上限10万円/年 最大10年間 個別要件のケ)に該当する企業 返済額の1/3 上限10万円/年 最大10年間
五島市奨学金 返還支援助成金 「ばらかもん奨学 助成金」	五島市 地域振興部 地域協働課	0959-76-3070	五島市内で就労し、かつ、奨学金を返還する者に対し、奨学金返還支援助成金を交付する。 ・助成対象者(以下の全てに該当する者) ①奨学金の貸与を受けた者 ②35歳未満の者 ③定住を目的として五島市内で就労する者 ④奨学金返還金や税を滞納していない者 ・対象奨学金 ①五島市奨学資金 ②長崎県有会奨学金 ③日本学生支援機構奨学金 ※別途詳細要件あり	・助成期間 奨学金返還開始から10年 ・助成額 年間36万円以内 (返済額を上限とする) ※リターン者である長崎県病院企業団に勤務する看護師及びリターン者にあつては年間24万円 ただし、リターン者で医療又は福祉分野については年間36万円。
対馬市移住・定住 支援補助金 「奨学金返還支援 補助金」	対馬市 しまづくり 推進部 地域づくり課	0920-53-6111	30歳未満かつ対馬市に就業している者で、大学等在学中に貸与を受けた奨学金を返還し、引き続き対馬市に定住する者に対し、奨学金返還支援補助金を最大5年間交付する。	年度上限補助金額 ・大学・短大・専門学校 24万円 ・上記+高校 24万円 ・高校のみ 8.2万円
南島原市奨学資金 償還補助金制度	南島原市 教育総務課	0957-73-6701	学校を卒業後、南島原市内に居住、就労等を条件に補助金を交付する。 ※対象奨学金 ・南島原市奨学資金	年度内に償還した償還金の3分の2以内(年度毎に支給) ※償還期間が5年に満たない場合は、上記の額より少ない額となる
新上五島町 若者新規就労支援 奨励金交付事業	新上五島町 地域づくり課	0959-53-1113	新上五島町内に居住し、かつ、町内事業所等への新規就労し3ヶ月を経過した場合に奨励金を交付(10万円1回きり) 奨学金を返還している方は、36月以上の就労意思がある場合に奨励金として奨学金償還金(年額20万円上限)を3年間交付 ※対象奨学金 ・日本学生支援機構、地方公共団体が貸与する奨学金	登録申請時点で40歳未満、町内に居住・就労、町税、奨学金の償還に未納が無いなどの条件を満たした場合に、奨学資金償還者は償還した金額(年額20万円を上限)を3年間奨励金を交付
雲仙市定住促進奨 学資金償還補助金	雲仙市 地域振興部 地域づくり 推進課	0957-38-3111	雲仙市内に居住し奨学資金等を償還する方に対し、奨学資金等の償還額の一部を補助。 以下の全てに該当する者 ※別途詳細要件あり ①5年以上、定住すること。②市内外問わず、就労している者。③自治会に加入していること。 ④公務員でない者。⑤市税及び奨学金償還金を滞納していない者	補助対象期間に償還した奨学資金等の2分の1以内。(最大10年間交付) 上限額(年間): 高等学校 3万6千円、 専門学校等 4万5千円、大学等 6万円
大村市奨学金返還 定住支援補助金	大村市 教育総務課	0957-53-4111	大村市貸与型奨学金の貸与が終了、返還途中で、大村市内に3年以上定住、貸与総額の2分の1以上の返還、長崎県内に就職など、一定の要件を満たした人を対象に、奨学金の返還を補助します。(予算が成立しているなどその他要件が有ります)	○高校等で貸与を受けた者 1年度あたり最大6万円 年度通算最大貸与総額の2分の1 ○大学等で貸与を受けた者 1年度あたり最大18万円 年度通算最大貸与総額の2分の1

ほかにも、返還を免除している市町もあります！※市町で実施している奨学金をご覧ください。

